

04 鳥取県議会会議規則（抄）

（昭和31年9月19日鳥取県会規則第1号）

最終改正 令和3年3月29日鳥取県議会規則第1号

第9章 請願

（請願書の記載事項等）

第80条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所（法人の場合は、その所在地）及び氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）並びに請願を紹介する議員（以下「紹介議員」という。）の氏名を記載しなければならない。

2 請願者は、当該請願者が本人であること又は当該請願が自らの意思に基づくものであることを証するため、議長が別に定めるところにより、必要な書類を提出し、若しくは提示し、又は説明しなければならない。

3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

（請願を付議する議会）

第81条 請願は、受理後最も近い期日に招集せられる定例会に付議する。ただし、緊急を要すると認められる請願は、臨時会に付議することができる。

（請願文書表）

第82条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配付する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、受理年月日、所管部門名、件名及び要旨、請願者の住所（法人の場合は、その所在地）及び氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）並びに紹介議員の氏名を記載する。

（請願の委員会付託）

第83条 議長は、請願文書表の配付とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

（請願の審査）

第84条 委員会に付託した請願は、委員長の審査報告をまって採択、不採択を決める。ただし、委員会の付託を省略した請願については、直ちに採択、不採択を決める。

（陳情書の処理）

第85条 議長は、陳情書（これに類するものを含む。以下同じ。）で、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

2 陳情書の内容が請願に適合しないときその他請願書の例によることが適当でないときの陳情書の処理は、議長が別に定めるところによる。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 鳥取県会会議規則（昭和22年6月鳥取県会告示第5号）は、廃止する。

（略）

附 則（令和3年鳥取県議会規則第1号）

この規則は、公布の日〔令和3年3月29日〕から施行する。